

会議録・令和8年6月23日第2回定例会（第14日目）

1. 招集の年月日 令和8年5月20日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 6月23日 午前9時00分 議長宣告

4. 出席議員 12名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

9番 松 本 忍

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 欠席議員

10番 山 本 章

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西 尾 仁 志

議会書記 西 川 佳 江 松 原 佑 記 上 村 優 平

7. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 森 井 義 和 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 畑 弘 人

まちづくり戦略課長 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

会計管理者（兼）会計課長 椿 ゆかり 産業振興課長 肥留間 誠

建 設 課 長 西 尾 直 伸 上下水道課長 丹 合 信 隆

こ ども 課 長 家 城 和 司 住民ほけん課長 日 置 加奈子

福祉総合支援課長 稲 浦 満 生活環境課長 中 川 英 之

学校教育課長 中 瀬 基 司 社会教育課長 松 井 友 吾

8. 会議録署名議員

13番 下 井 清 史

1番 江 京 子

9. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第1号 「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願

日程第3 発議第2号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

日程第4 発議第3号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

日程第5 発議第4号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

日程第6 発議第5号 イラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書

日程第7 総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案について

議案第35号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第36号 財産の無償貸与について

議案第38号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第8 教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について

議案第37号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第9 予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について

議案第39号 令和8年度明和町一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和8年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和8年度明和町下水道事業会計補正予算

(第1号)

日程第10 議会改革特別委員会報告の件

日程第11 議案第42号 令和8年度 明和町消防団高視認性活動服・高視
認性雨衣購入請負契約

日程第12 閉会中の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）

日程第13 閉会中の所管事務調査の件（教育厚生常任委員会）

日程第14 閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回明和町議会定例会14日目の会議を開会します。

なお、山本議員から所用のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をします。

13番 下 井 清 史 議員

1 番 江 京 子 議員

の両名を指名いたします。

◎請願第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 請願第1号「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」に関する請願を議題とします。

この件に関しましては、教育厚生常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただいまから教育厚生常任委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会 江京子委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会委員長 江 京子 登壇）

○教育厚生常任委員会委員長（江 京子） おはようございます。

令和8年6月23日。明和町議会議長 辻井 成人様。教育厚生常任委員会委員長 江 京子。請願審査報告書。

令和8年第1回定例会3月3日の本会議において付託されました請願第1号の審査の結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1 付託された請願名 請願第1号「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願。

2 委員会開催日 令和8年3月4日、令和8年6月4日、令和8年6月16日

3 委員会出席者 令和8年3月4日 出席委員5名、議長。令和8年6月4日 出席委員7名、議長。令和8年6月16日 出席委員7名、議長。

4 審査の概要 本年3月4日に、本請願の紹介議員であります北岡泰議員及び三重県弁護士会選択的夫婦別姓プロジェクト・チーム委員、弁護士、森一恵様にお越しいただき、教育厚生常任委員会を開催いたしました。

初めに、事務局が請願の朗読を行い、請願者より請願趣旨の説明をいただいた後に質疑を行いました。

同日、請願審査を行いました。結論が出なかったため継続審査とし、6月1日に勉強会を開催した後、再度、6月4日及び6月16日に委員会を開催いたしました。

続いて、討論を行いました。

討論をされる方はありませんでした。

その後、起立による採決を行い、賛成少数でした。

よって、請願第1号「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採決に関する請願は、不採決とすることに決定いたしました。

以上で、教育厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 江委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足の説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

2番、田邊ひとみ議員。

○2番（田邊 ひとみ） おはようございます。

私は、本請願を採択し、意見書提出を求める立場から討論を行います。

賛成する第一の理由は、夫婦同姓を強制している課題を解決できるからです。

この制度は、現在の同姓制度を廃止するものではありません。夫婦が同じ姓を名乗りたい場合は、そのまま同姓を選び、結婚後もそれぞれの姓を使い続けたい場合には、別姓を選択できる制度です。

まさに、どちらでも選べる選択肢を広げる制度であり、誰かに強制するものではありません。

海外で多くの国が夫婦別姓を認めています。

日本においても、現行法では、日本人と外国人の婚姻、離婚、日本人同士の離婚については、婚姻または離婚後の姓を選択できるのです。

しかし、日本人同士の婚姻のみに夫婦同姓が強制されていることは、名字を変えたくない人が婚姻に際して改姓を強制され、不都合な二者択一を迫るものであり、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反しています。

希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの婚姻前の姓を名乗ることも認め、個人の尊厳が尊重されるべきです。

戦後、家制度を廃止され、新憲法の下で、妻と夫は平等となりました。しかし、現行の制度では、結婚するときに改姓をする人の多くが女性という現実があります。姓を変えることによって、その人が長年にわたり築いてきた仕事上の実績や資格、社会的信用といったものの関係において、不利益や不便を感じる人も少なくありません。結婚によって改姓を迫られることに、もやもやとした思いを抱き続けることになるのは、個人の尊厳や自己決定権に関わる大きな問題として指摘されています。

選択的夫婦別姓制度により親子別姓が生じることが日本社会にどれだけ許容できるかを議論が必要という意見がありますが、再婚、国際結婚、事実婚の場合など、既に親子別姓で暮らしている家族は多く、加えて、改姓したほうの親、兄弟姉妹とは現行の下でも別姓です。

家族の一体感に関わる問題を指摘する意見も存在しますが、そうした捉え方をすること自体が特定の価値観の押しつけにほかならないと考えます。

2022年の最高裁決定で裁判官の一人は、親と姓が違う場合に子が受けるおそれがある不利益は、姓が違うことが原因というより、家族は同じ姓でなければならないという価値観や、これを前提とする社会慣行に原因がある、指摘をしています。

2021年の内閣府による世論調査では、夫婦、親子の名字、姓が違うことによる夫婦を中心とする家族の一体感、絆への有無についての問いに、「家族の一体感、絆には影響がないと思う」と答えた人の割合は61.6パーセントに上がり、

「弱まる」と答えた37.8パーセントを大きく上回っています。

2021年の衆議院法務委員会において、仮に選択的夫婦別姓制度が導入されても、戸籍制度との両立が可能であること、機能や重要性は変わらないことを法務大臣が答弁しており、世論に基づいた法制化は可能であると考えます。

近年の世論調査においても、制度導入を容認する声は着実に広がっています。経済界や法律家の団体からも意見書が出されていますし、国連の女性差別徹底委員会からも日本に対して、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であると改善が求められています。

今回の請願は、明和町が制度を導入するものではなく、国に対して法整備を求めるものです。地方議会には住民の声を国政に届ける重要な役割があります。制度に賛成か反対かという以前に、結婚後の姓の在り方について多様な選択を認めてほしいという願いを国に届けることは、地方議会として当然の責務ではないでしょうか。女性議員が多い少ないにかかわらず、私たちは、一人一人の生き方や働き方を尊重する立場に立つべきです。

誰もが自らの意思で姓を選択できる社会は、男女平等の実現にもつながります。

以上の理由から、本請願を採択し、国に対して意見書を提出することに賛同いただきますことを求めまして、私の討論といたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」に関する請願の採決を行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択でした。

採決は、委員長報告に対してではなく、請願第1号について採決をお願いします。

請願第1号「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」に関する請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第3 発議第2号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第2号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書を採決します。

発議第2号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

◎発議第3号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第4 続きまして、発議第3号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書を採決します。

発議第3号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

◎発議第４号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、日程第５ 発議第４号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで発議第４号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第４号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書を採決します。

発議第４号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

◎発議第５号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第６ 発議第５号 イラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第５号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号 イラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書を採決します。

発議第5号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

◎総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案について

○議長（辻井 成人） 日程第7 総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第35号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第36号 財産の無償貸与について

議案第38号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

この件につきましては、会期中の総務産業常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

総務産業常任委員会 奥山幸洋委員長、登壇願います。

(総務産業常任委員会委員長 奥山 幸洋 登壇)

○総務産業常任委員会委員長（奥山 幸洋） 明和町議会議長 辻井 成人様。

総務産業常任委員会委員長 奥山 幸洋。総務産業常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案第35号、議案第36号及び議案第38号の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日 令和8年6月10日

2 審査年月日 令和8年6月15日

3 委員会出席者 委員6名、説明のための出席者 各課長、局長及び係長

4 付託案件 議案第35号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。議案第36号 財産の無償貸与について。議案第38号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

5 審査の内容 付託された各議案は、議案書及び定例会資料を参考に、6月15日に各議案ごと詳細説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑は、議案第36号及び議案第38号について質疑があり、担当課長より答弁がありました。

議案第35号についての質疑はありませんでした。

詳細な内容につきましては、総務産業常任委員会は会議録が作成されますことから、報告書を省略させていただきます。

6 討論 討論される方はありませんでした。

7 採決 議案第35号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、全員賛成で原案可決。議案第36号 財産の無償貸与について、全員賛成で原案可決。議案第38号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例はの3議案は、全員賛成で原案可決。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足の説明される方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終ります。

◎議案第35号の採決

○議長（辻井 成人） これから総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第35号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第36号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第36号 財産の無償貸与についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第38号の採決

○議長（辻井 成人） 続まして、議案第38号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について

○議長（辻井 成人） 日程第8 教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について、議案第37号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

この件につきましては、会期中の教育厚生常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会 江京子委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会委員長 江 京子 登壇）

○教育厚生常任委員会委員長（江 京子） 明和町議会議長 辻井 成人様。

教育厚生常任委員会委員長 江 京子。教育厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案第37号の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日 令和8年6月10日

2 審査年月日 令和8年6月16日

3 委員会出席者 委員7名。説明のための出席者 各課長、局長、室長及び係長。

4 付託案件 議案第37号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

5 審査の内容 付託された議案は、議案書及び定例会資料を参考に、6月16日に詳細説明を受けた後に質疑を行い、担当課長より答弁がありました。

その内容につきましては、教育厚生常任委員会は会議録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6 討論 討論される方はありませんでした。

7 採決 議案第37号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、全員賛成で原案可決。

以上で、教育厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明される方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

2 番、田邊議員。

○2 番（田邊 ひとみ） 私は、本議案に賛成の立場から討論をいたします。

放課後児童クラブは、保護者の就労を支えるだけではなく、子どもたちが放課後を安心安全に過ごし、豊かな成長を育む場所です。そのため、支援員の専門性と適切な配置は何より重要であると考えます。

今回の条例改正は、放課後児童支援員の確保が困難な状況の中、運営を継続するための措置として提案されたものであり、現場の実情を考えると、一定の必要性があると判断し、本議案には賛成します。

しかし、本来であれば、人材不足や運営に係る資金等を理由に基準緩和へ依存するのではなく、国が責任を持って支援員の処遇改善や人材確保を進めるべきです。必要なのは質の確保と人材育成であって、基準の後退ではありません。

明和町におかれましては、みなし支援員の研修機会の充実や有資格支援者の確保に引き続き努めていただき、子どもたちの安全と健やかな成長を支える環境の整備に取り組まれることを求めます。

併せて、今回の改正によって放課後児童クラブの運営水準が低下することのないように、現場の現状を把握し、必要な支援を継続的に行うことを要望いたします。

以上の意見を付して、本議案への賛成討論とします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第37号の採決

○議長（辻井 成人） これから教育厚生常任委員会へ付託した上程議案の採決を行います。

議案第37号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎予算決算常任委員会へ付託した上程議案について

○議長（辻井 成人） 日程第9 予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第39号 令和8年度明和町一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和8年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和8年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）

を議題とします。

この件につきましては、会期中の予算決算常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 高橋浩司委員長、登壇願います。

(予算決算常任委員会委員長 高橋 浩司 登壇)

○予算決算常任委員会委員長（高橋 浩司） 明和町議会議長 辻井 成人様。

予算決算常任委員会委員長 高橋浩司。予算決算常任委員会審査報告。

本委員会に付託されました令和８年度明和町一般会計補正予算外１件の特別会計補正予算と、下水道事業会計補正予算の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日 令和８年６月10日

2 審査年月日 令和８年６月18日

3 委員会出席者 委員13名、議長。説明のための出席者 町長、副町長、教育長、各課長及び係長。

4 付託案件 議案第39号 令和８年度明和町一般会計補正予算（第１号）、議案第40号 令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第41号 令和８年度明和町下水道事業会計補正予算（第１号）。

5 審査の概要 付託された会計予算の内容は、議案書及び予算に関する説明書、補正予算説明資料の資料を参考に、審査を進めることといたしました。

その内容につきましては、予算決算常任委員会は議事録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6 討論 討論される方はありませんでした。

7 採決 議案第39号 令和８年度明和町一般会計補正予算（第１号）、全員賛成で原案可決。議案第40号 令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第１号）、賛成多数で原案可決。議案第41号 令和８年度明和町下水道事業会計補正予算（第１号）、〔全員賛成で原案可決〕。

以上で、予算決算常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足の説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

2 番、田邊議員。

○2 番（田邊 ひとみ） ただいま一括上程されました議案のうち、議案第40号 介護保険特別会計補正予算に反対の立場から討論します。

本議案は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費を計上するものです。

これに反対する理由は、システム改修そのものではなく、その前提となる制度改正にあります。今回の改正は、介護施設等を利用する低所得者に対する補足給付制度において、居住費や滞在費の負担限度額を見直すものであり、結果として、利用者負担の増加につながるものです。国は、負担能力に応じた負担の適正化と説明をしていますが、実情は、物価高騰が続く中で、月々の僅かな年金をやりくりして施設を利用されている本来最も保護されるべき低所得の高齢者の皆さんが影響を受けることになります。生活実態を無視した機械的な負担増は、生活困窮による利用控えや施設からの退所を余儀なくさせ、家族への介護押しつけを再発させる制度改悪と言わざるを得ません。高齢者や家族にさらなる負担を求めることには賛同できません。

また、このシステム改修費について、国庫補助は2分の1にとどまります。

残る財源について交付税措置が見込まれるとしても、地方交付税は自治体全体の財政需要に対して交付されるものであり、改正費用に直接充当されるものではありません。自治体はまず自ら財源を確保して対応しなければならず、国の制度改正に伴う負担が自治体に転嫁されていると言わざるを得ません。

さらに、自治体の負担は、予算書に計上された改修費だけではなく、システム改修に伴う事務処理、制度の周知、問合せ対応など、職員の人的負担も発生します。こうした負担は十分に保障されるものではありません。国の制度改正によって、自治体の財政的、事務的負担を求め、その結果として住民にも負担増を求める今回の見直しには賛成できません。

よって、本議案に反対をします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第39号の採決

○議長（辻井 成人） これから予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第39号 令和8年度明和町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第40号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第40号 令和8年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成多数です。

したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第41号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第41号 令和8年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議会改革特別委員会報告の件

○議長（辻井 成人） 日程第10 議会改革特別委員会の報告の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

議会改革特別委員会 奥山幸洋委員長、登壇願います。

(議会改革特別委員会委員長 奥山 幸洋 登壇)

○議会改革常任委員会委員長（奥山 幸洋） 明和町議会議長 辻井 成人様。

議会改革特別委員会委員長 奥山 幸洋。所管事務調査報告書。

本委員会に付託されました議会基本条例の制定に関する調査・研究について、その調査結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 調査事件 議会基本条例の制定に関する調査・研究。

2 付託年月日 令和5年 3月15日 令和5年第1回定例議会。

3 調査年月日 令和5年 5月30日、9月6日、12月12日。令和6年 2月26日、4月17日、6月12日、7月4日、8月1日、11月12日、11月29日。令和7年 1月8日、3月19日、6月19日、8月7日、9月2日、10月27日、11月6日、11月17日、12月8日、12月23日。令和8年 3月19日。

4 調査の概要 議会基本条例の制定に関する調査・研究につきまして、本

委員会における審査の経過及び結果をご報告します。

本特別委員会は、議会の機能強化と効率化、そして町民に開かれた議会の実現を目指し、令和5年3月に設置されました。以来、委員各位の多大なるご尽力と町民の皆様の温かいご理解をいただきながら、基本条例部会、定数部会、ペーパーレス部会の3つの部会を立ち上げ、集中的かつ精力的な議論を重ねてまいりました。今般、それぞれの部会において一定の結論を得、重要な成果を上げることができましたので、その具体的な内容についてご報告いたします。

各部会の成果報告

1 基本条例部会について。第一に、議会の最高規範となる明和町議会基本条例の制定であります。

本議会が目指すべき姿や町民の皆様に対する責務、基本理念を明確にするため、議論を重ねた結果、令和4年4月に本条例を施行するに至りました。

これにより、今後の議会活動の確固たる指針が確立され、より主体的に町政の課題に取り組む基盤が整ったと考えております。

2 定数部会について。第二に、議員定数の見直しについてであります。

本委員会では、今後の人口動態や行財政改革の視点を踏まえ、議会改革特別委員会定数部会を立ち上げ、議員定数の適正化について議論を行いました。

客観的かつ幅広い視点を取り入れるため、学識経験者の皆様の指導や助言を受け、専門的な見地からご意見を頂戴しました。

その提言を真摯に受け止め、慎重に審議を重ねた結果、次回の一般選挙より議員定数を現在の14人から2人減じ、12人とすることを決定いたしました。これは、効率的かつ身の引き締まった議会運営へとかじを切る大きな決断であります。

3 ペーパーレス部会について。第三に、デジタル技術を活用した議会運営の効率化、すなわちペーパーレス化の推進であります。

これまで郵送を中心に行っていた議会や各委員会等の各種通知につきましては、ビジネスチャットツールL o G oチャットを用いた送信・配信へと切り替

えました。同時に、グーグルカレンダーを導入したことで、議会事務局が議員全体のスケジュールを一括して効率的に管理・共有できる体制を構築しました。

また、全議員へのタブレット端末の導入により、資料のペーパーレス化が前進し、経費削減や業務の迅速化、ひいては、環境負荷の低減において既に一定の成果を上げていることを確認いたしました。

4 議員報酬。議員報酬は、検討会からの報告に加え、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ協議を重ねましたが、町長への意見書は提出しないこととし、現時点では報酬に関する協議結果を変更しないこととしました。

結び

以上のように、これらの協議と取り組みの成果を踏まえ、本委員会の最終協議として、令和8年度議会改革活動計画を策定しました。この活動計画は、これまでの議会改革の成果を整理するとともに、今後の議会改革の方向性を示すものであり、議員間討議の充実をはじめ、改選後の新たな議会においても、継続して議会改革を推進していくための指針として位置づけられるものであります。

特別委員会が担ってきた役割は、明和町議会において重要な転換点となるものでありました。これらの改革は、決してゴールではなく、これからの新しい議会運営のスタートラインに過ぎません。今後は、制定された基本条例の精神にのっとり、町民の皆様が開かれた12人の新体制へ向けて、全議員が一丸となって町政の発展に尽くしていく所存です。

最後になりますが、定数部会にご指導やご助言をいただいた学識経験者、ご理解をいただいた全町民の皆様、そして多大なるご協力をいただきました議員各位及び事務局職員に敬意を表し、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

以上、議会改革特別委員長の報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 奥山委員長の報告が終わりました。

補足の説明をされる方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足の説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑をされる方はございますか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第10 議会改革特別委員会報告の件を終わります。

◎議案第42号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第11 議案第42号 令和8年度明和町消防団高視認性活動服・高視認性雨衣購入請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第42号 令和8年度 明和町消防団高視認性活動服・高視認性雨衣購入請負契約について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る6月19日に執行いたしました指名競争入札により落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第42号 令和8年度 明和町消防団 高視認性活動服・高視認性雨衣購入請負契約の詳細説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

まず、契約の目的は、令和8年度明和町消防団高視認性活動服・高視認性雨衣購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札です。

契約金額は898万4,250円。うち、消費税が81万6,750円でございます。

契約の相手方は、三重県津市島崎町137-122、株式会社モリタ東海、代表取締役斉藤香一でございます。

それでは、資料の1-3-1をご覧ください。

契約目的は、記載のとおりでございます。

入札の日時は、令和8年6月19日午後2時でございます。

下の表のとおり、指名競争入札による結果、4社が参加、株式会社モリタ東海が816万7,500円で落札いたしました。

請負金額は、消費税を含めて898万4,250円でございます。

次のページをご覧ください。

設計金額は、消費税含むが1,039万5,000円、消費税抜きが945万円でございます。

予定価格は、消費税含むが1,039万5,000円、消費税抜きが945万円でございます。

最低制限価格はございません。

落札業者は、記載のとおりでございます。

納期は、契約の日から令和9年3月26日限り。

納入場所は、明和町地内でございます。

事業の概要につきましては、防災安全課長からご説明をいたします。

○議長（辻井 成人） 続いて、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町消防団の高視認性活動服及び高視認性雨衣購入につきまして、事業の詳細を説明させていただきます。

消防団員は、火災対応、水害対応、救助活動など危険を伴う活動に従事しております。特に、夜間や悪天候下での活動においては、周囲の視認性が低下して、接触事故などの二次災害が発生するリスクが高まります。

今回の活動服及び雨衣の購入は、このような二次災害を未然に防ぎ、消防団員の安全を最大限に確保することを目的としております。

令和7年度の国庫補正予算における消防団設備整備費補助金、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業への申請を行ってございましたところ、このたび、採択をいただきました。

この採択により事業の実施が可能となりましたので、本定例会にて購入の議決をお願いするものでございます。

それでは、購入内容についてご説明をいたします。

まず、高視認性活動服の上下でございますが、全団員定数分の225着を購入いたします。現行の活動服よりも視認性を高めたデザインの活動服の上下を購入し配備することで、夜間や悪天候下での活動において消防団員の視認性を最大化して、接触事故等の二次災害を防止するものでございます。

次に、高視認性雨衣、いわゆるレインコートでございますが、こちらも全団員定数分の225着を購入いたします。現在のところ、積載車の団員しか配備していない雨衣を、悪天候時の活動を想定して、新たに全団員定数分購入して配備するものでございます。

このように、視認性の高い素材、色合いを選定しており、活動服と統一した安全対策を実現いたします。これにより団員の安全性が向上し、視認性の向上による接触事故等の二次災害が防止されます。また、悪天候下での活動環境が改善され、装備の充実により団員の安全性確保と地域防災力の強化を図ってま

います。

何とぞ、本事業の購入につきましてご議決のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 続詳の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第42号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第42号 令和8年度 明和町消防団高視認性活動服・高視認性雨衣購入請負契約を採決します。

議案第42号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第13 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第14 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第2回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、ありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（下村 由美子） まず最初にですが、先日の高橋議員への一般質問のときの発言につきましてですが、結果といたしまして、質問の趣旨を狭く捉えた表現となりました。

今後は、通告の趣旨をより広く受け止めて、丁寧な答弁、準備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、14日間の第2回の定例会、どうもありがとうございました。

いろんなご意見をいただきましたし、また議会運営につきましても、前回の第1回の議会とまた今回の第2回、以前とは変わった運営がなされていくよう、やってみて分かったこと、課題、いろいろあろうかと思います。それを一つ一つ潰していくというか、いい方向に持っていけるように私たちも努力していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、これから7月、8月にかけて、町内での伝統行事等がございますので、皆さんもできるだけご参加いただければ幸いです。

どうもありがとうございました。

○議長（辻井 成人） ありがとうございました。

（午前 10時 02分）
